

壱岐市農業委員会定例会（令和４年１０月）

議 事 録

- １．開催日時 令和４年１０月２６日（水） 午前９時
- ２．開催場所 壱岐市役所石田庁舎 ２階 第４会議室
- ３．出席委員 ・ ・ ・ ・ 農業委員会長 外 農業委員 １６名
- ４．欠席委員 ・ ・ 番 ・ ・ 委員
- ５．事務局職員 事務局長 ・ ・ ・ ・ 係長 ・ ・ ・ ・
- ６．議事日程
 - 第１．議事録署名委員の指名 ・ ・ 番 ・ ・ 委員 ・ ・ 番 ・ ・ 委員
 - 第２．議案第４６号 農地法第３条の規定による許可申請について
議案第４７号 令和４年度農用地利用集積計画の承認について
(第４回)

７．その他

- 事務局 皆さん改めましてお早うございます。
ご案内の時間前ではありますが、本日出席されます農業委員さん方は、全員お揃いでありますので、只今より令和４年１０月の農業委員会の総会を開催致します。
本日は、・ ・ 番 ・ ・ 委員さんより欠席の届け出がでております。
それから事務局の・ ・ ・ ・ は、所用で休んでおります。
出席委員は１８名中１７名で過半数を超えておりますので、総会は成立を致しております。
それでは、・ ・ 会長に挨拶をお願い致しまして、引き続き議事の進行をお願い致します。
- 議長 【会長挨拶】
それでは、早速、これより、議事に入ります。まず日程第１の議事録署名委員及び会議書記の指名を行ないます。「壱岐市農業委員会会議規則第１８条第２項」に規定する議事録署名委員ですが、議長より指名させて頂いてよろしいでしょうか。【はいの声あり】
それでは、本日の議事録署名委員は、・ ・ 番 ・ ・ 委員、・ ・ 番 ・ ・ 委員にお願いを致したいと思います。よろしくお願い致します。
なお、本日の会議書記には事務局の・ ・ 係長を指名致します。
それでは、日程第２の議案第４６号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局より議案の説明を求めます。
- 事務局 はい、議案第４６号「農地法第３条の規定による許可申請について」、農地

の所有権移転につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ決定の要がある。

所有権移転の案件が3件あがっております。受け手は全て個人ですので、「農地所有適格法人要件」の適用はありません。

また、農地を譲り渡すことを目的とするもので、信託の引受け、信託事業による取得ではありませんので、「信託要件」の適用也没有ありません。

それから、3件共贈与ですので、又貸し、「転貸禁止要件」にも当たりません。

従いまして、「全部効率利用要件」、取得しようとする者が、農地全てを効率的に耕作すると認められること、この判断は、農機具が揃っているか、労働力が確保されているか、技術、農作業暦などで行ないます。

「農作業常時従事要件」、取得側が年間150日以上従事していること。

「下限面積要件」、取得後の面積が50アール以上かどうか。

「地域との調和要件」、農地の取得によって地域の農業形態に支障が出ないかと、というような4つの内容を審議して頂くことになります。

地目につきましては、台帳地目のみを読み上げます。

18番 土地の所在

郷ノ浦町半城本村触	字水上	・ ・ ・ ・	地目	畑	面積	1, 528 m ²
郷ノ浦町牛方触	字犬塚	・ ・ ・ ・	地目	畑	面積	791 m ²
同じく		・ ・ ・ ・	地目	畑	面積	698 m ²
郷ノ浦町牛方触	字太久路	・ ・ ・ ・	地目	畑	面積	1, 118 m ²
同じく		・ ・ ・ ・	地目	田	面積	1, 202 m ²
同じく		・ ・ ・ ・	地目	田	面積	2, 403 m ²
同じく		・ ・ ・ ・	地目	畑	面積	494 m ²
郷ノ浦町牛方触	字立水	・ ・ ・ ・	地目	田	面積	911 m ²
同じく		・ ・ ・ ・	地目	田	面積	1, 885 m ²
田が4筆で6, 401 m ² 、畑が5筆で4, 629 m ² 、計9筆で11, 030 m ²						

譲渡人、・ ・ ・ ・ ・

譲受人、・ ・ ・ ・ ・

経営地は、田が22, 339 m²、畑が6, 714 m²、計29, 053 m²です。

申請理由

譲渡人 市外在住のため、譲受人に贈与する。

譲受人 譲渡人の要望により受贈し、耕作に従事する。ということです。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」ではありますが、経営状況は、主に飼料の作付けです。農機具は、トラクター、草刈り機、軽トラを所有されてあります。

農作業暦は40年です。

通作距離は1 Km程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、飼料作物を作付ける計画でありますので、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。10月19日に・・・委員さんと譲受人立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番 ・・・委員。

・・・委員 はい、皆さんお早うございます。担当の・・・です。

事務局の説明の通り10月19日に現地確認を致しました。

譲渡人の・・・さんと譲受人の・・・さんは、ご兄弟の関係です。

・・・さんは、認定農業者でもありますので、何ら問題はないと思いますけれども、皆様のご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第46号18番は決定いたします。

続きまして、19番の説明を求めます。

事務局 はい、19番 土地の所在

郷ノ浦町牛方触	字犬塚	・・・	地目	畑	面積	914㎡
---------	-----	-----	----	---	----	------

郷ノ浦町牛方触	字白銚	・・・	地目	田	面積	177㎡
---------	-----	-----	----	---	----	------

同じく		・・・	地目	田	面積	1, 179㎡
-----	--	-----	----	---	----	---------

同じく		・・・	地目	田	面積	535㎡
-----	--	-----	----	---	----	------

同じく		・・・	地目	畑	面積	258㎡
-----	--	-----	----	---	----	------

同じく		・・・	地目	畑	面積	590㎡
-----	--	-----	----	---	----	------

同じく		・・・	地目	田	面積	907㎡
-----	--	-----	----	---	----	------

田が4筆で2, 798㎡、畑が3筆で1, 762㎡、計7筆で4, 560㎡

譲渡人、・・・

譲受人、・・・

経営地は、田が7, 106㎡、畑が4, 041㎡、計11, 147㎡です。

申請理由

譲渡人 市外在住のため、今まで管理してもらっている譲受人に贈与する。

譲受人 譲渡人の要望により受贈し、耕作に従事する。ということです。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は、主に水稻の作付け及び野菜の栽培です。農機具はトラクター、稲刈り機、脱穀機、草刈り機、軽トラを所有してあります。田植えは委託をされてあります。

農作業暦は本人55年です。

通作距離は、遠いもので900m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、水稻、野菜を作付ける計画でありますので、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

10月19日に・・・委員さんと譲受人立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番 ・・・委員。

・・・委員 担当の・・・です。

同じく10月19日に現地確認を致しました。

譲受人の・・・さん宅は、譲渡人のお隣で、今までも保全管理等行われてあります。

今回、全ての土地を贈与したいとの申し出があつて、・・・さんはご高齢ではありますが、水稻や野菜等きれいに管理されて近くに息子さんもいらっしゃいますので、何ら問題はないと思いますけれども、皆様のご審議をよろしくお願い致します。以上です。

議長 はい、以上の補足説明でございますけど、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第46号19番は決定いたします。

続きまして、20番の説明を求めます。

事務局 はい、2頁をお願いします。20番 土地の所在

勝本町坂本触 字加賀城・・・・・・ 地目 田 面積 193㎡

譲渡人、・・・・・・

譲受人、・・・・・・

経営地は、田が5, 199㎡、畑が3, 607㎡、計8, 806㎡です。

申請理由

譲渡人 譲受人の要望により贈与する。

譲受人 現に耕作しているので、譲り受けて引き続き耕作する。ということ

です。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は、主に水稻・飼料の作付けです。

農機具はトラクター、ロールベアラ、反転機、軽トラを所有してあります。田植え機、コンバインは共有のものを利用してあります。

農作業暦は40年です。

通作距離は、600m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、飼料を作付ける計画でありますので、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

10月19日に・・・委員さん、譲受人立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 皆さんお早うございます。担当の・・・です。

今、事務局の説明の通り19日に譲受人さんと現地確認を致しました。

申請地は、・・・さんの耕作されている農地の横ありますので、何ら問題はないと思いますが、よろしく審議の程お願い致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますけど、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第46号20番は決定いたします。

続きまして、議案第47号「令和4年度 農用地利用集積計画の承認について（第4回）」を議題と致します。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、3頁をお願いします。

議案第47号「令和4年度 農用地利用集積計画の承認について」、今年度4回目になります。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求められております。

今回、利用権設定の件数は12件、借手が12人、貸手が12人です。

田が15筆で16,777㎡、畑が19筆で20,555㎡、合計が34筆で37,332㎡となっております。

この件につきましては、地区担当の農業委員・推進委員皆様方の署名・押印

を頂いておりますので、今回、この一連につきましては、ご承認を頂きたいと思っております。

内容につきましては、4頁に掲載を致しております。

よろしくお願い致します。

議長

はい、この件につきましては、事務局が申しますように皆さん方のご承認を頂いておりますので、よろしいでしょうか。【はいの声あり】それではご異議ないようですので、議案第47号も決定致します。

続きまして、その他の件をお願いします。

事務局

①11月の定例会の日程 令和4年11月25日（金）

石田庁舎 第4会議室 9時～

②農業委員島外視察研修11月28日（月）～29日（火）

③農業委員の推薦の提出期限（令和4年10月31日）

議長

皆さん方から何かございましたら。ございませんでしょうか。それでは皆さん方からのご意見も無いようでございますので、本日の総会の日程を終了させて頂きたいと思いますがよろしいでしょうか。【はいの声あり】

大変お疲れでございました。